

福岡県点字および録音図書連絡協議会会則

第1条（名称）

本会は「福岡県点字および録音図書連絡協議会」と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の連携を密にし、相互研修等を図り、視覚に障がいのある人等の読書普及に資することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために連絡会及び研修会等を実施する。

第4条（総会）

総会は年1回以上開催し、協議会の予算、決算、事業計画、会則の改廃、その他重要な事項を審議する。

第5条（会員）

本会員は福岡県において、点字及び録音図書ほか、視覚に障がいのある人等が利用しやすい書籍・電子書籍の提供を行っている施設及び学校とする。

第6条（予算）

- 1 本会の予算は会費をもって充てる。
- 2 会費は各施設5,000円とする。
- 3 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条（役員）

本会に会長、副会長及び会計監事を置く。

- 1 会長は本会の会務を総理する。なお、会長は福岡県立図書館長を充てる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。なお、副会長は福岡点字図書館長を充てる。
- 3 会計監事は会計を監査する。なお、会計監事は会員の互選によって決定する。

第8条（任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（事務局）

会長施設が事務局を担当し、会運営に必要な業務の遂行にあたる。

第10条（雑則）

この会則に定めるもののほか、本会の会議及び運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附則

本会則は昭和56年10月29日から施行する。

本会則は平成元年4月1日から施行する。

本会則は平成18年7月7日から施行する。

本会則は平成30年7月20日から施行する。

本会則は令和3年7月16日から施行する。